

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

【氏名】

熊倉 和歌子

【所属】(助成決定時)

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程比較社会文化学専攻

【研究題目】

中世マムルーク朝エジプトの土地制度研究—後代オスマン朝の土地調査台帳を主史料として—

【研究の目的】

本研究は、13世紀から16世紀初頭にかけて、エジプトに首都を置き、シリア・アラビア半島を支配したマムルーク朝(1250-1517)が施行した土地制度であるイクター制についての研究である。イクター制は、大枠の構造については明らかにされつつも、同時代の検地台帳や徴税台帳のような直接的な史料が伝世していないという史料上の制約から、実際の土地の保有事例に依拠した研究は進められていない。このような研究状況において、本研究は、後代オスマン朝(1517-1922)の土地調査台帳に残るマムルーク朝の土地保有記録から、イクター制下における軍人支配層を始めとする徴税権(イクター)の保有記録を復元し、それを分析するものである。これによって、イクター制と、それに依拠するマムルーク朝国家体制の実態を明らかにする。なお、本研究は最終的に学位論文としてまとめる。

【研究の内容・方法】

マムルーク朝の国家体制は、イクター制と呼ばれる土地制度を基盤としていた。君主は、軍事奉仕の対価として配下の軍人にイクターと呼ばれる徴税権を授与し、それを得た軍人は割り当てられた農地を直接経営・徴税することによって地方を統治していたとされている。しかしイクター制に関する先行研究は、全国検地の実施によってイクター制が整えられた14世紀前半を対象にしたものがほとんどであり、イクター制の確立期という限定された時期に見いだされるこのようなイクター制の構造が、その後においても一貫して維持されていたと見なすことは難しい。イクター制とそれに依拠する国家体制の構造については、実際の事例を多く集め、数量的かつ個別的な詳細研究を行う必要がある。そこで本研究では、オスマン朝治下エジプトで作成された土地調査台帳『軍務台帳』を主史料とし、それに収録されるマムルーク朝期の記録年代に従って、15世紀から16世紀初頭までのマムルーク朝治下エジプトを対象とし、以下の点について検討する。

- ① 軍人個人に授与された徴税地の場所とその分布
- ② 徴税権保有者の構成、徴税権の保有形態、徴税権の継承

分析方法は、①はエジプト各地にどのように徴税地、政府直轄地、私有地といった各種の土地が分布していたかを把握するために、村ごとの土地記録から各村がどのような土地から成っていたのかを明らかにし、その状況を円グラフで表し、地図上にプロットすることによって、各種の土地の地理的分布を分析した。②は、『軍務台帳』に収録されていた約700件の徴税権保有の記録から、保有者の階層、保有形態(単独保有と共同保有・共同保有は共同保有者の間柄)、徴税権の継承経路について数量的に分析を行った。

【結論・考察】

最初に①の各種土地の分布状況についてであるが、徴税地、政府直轄地、私有地と寄進地、リザク地(恩給)という各種の土地があり、一村が一種の土地から成ることもあれば、村が各種の土地から成るものまであり、その規模は様々であった。また、このような各種の土地の分布の仕方には、地域性はほとんど見られなかった。次に、軍人一人がどのように徴税権を保有していたかについて見てみると、複数の小規模な徴税地を保有し、それらはエジプト全土に分散して授与されていることが確認された。

②の分析からは、以下のことが明らかとなった。『軍務台帳』の記録に見られる徴税権は、支配者層であるマムルーク軍人以外に徴税権が授与され(分析対象の事例の約半数)、かつそれらの保有者は血縁関係や軍人の家政内にある複数の人物による共同保有の形態をとった。さらに、基本的にはなかったとされていた親から子への継承が共同保有の場合には多く見られ、最終的に寄進地や私有地となったのである。

①②の分析より、以下の結論が導きだされた。すなわち、15世紀以降、14世紀前半に確立されたマムルーク軍人のイクター保有のあり方が維持される一方で、非支配層である軍人の子孫や文民などに対して、恩給として徴税権が授与されるようになり、そうして授与された徴税権は親から子へと継承され、最終的に私有地や寄進地となって国家の管理を離れていったのである。このように、本研究では、君主、軍人という二者間の徴税権の授受において成立していたとする従来の単線的な国家体制の構造が、15世紀以降は、徴税権が様々な階層の人びとに分与され、かつ徴税地が私有地・寄進地になっていき、より複雑な構造を持つようになったことを明らかにした。

